

本スライドは、当日のセミナー資料の一部を抜粋したものです。

IoT時代の個人情報保護・利活用

個人情報保護法改正とIoT

国立情報学研究所

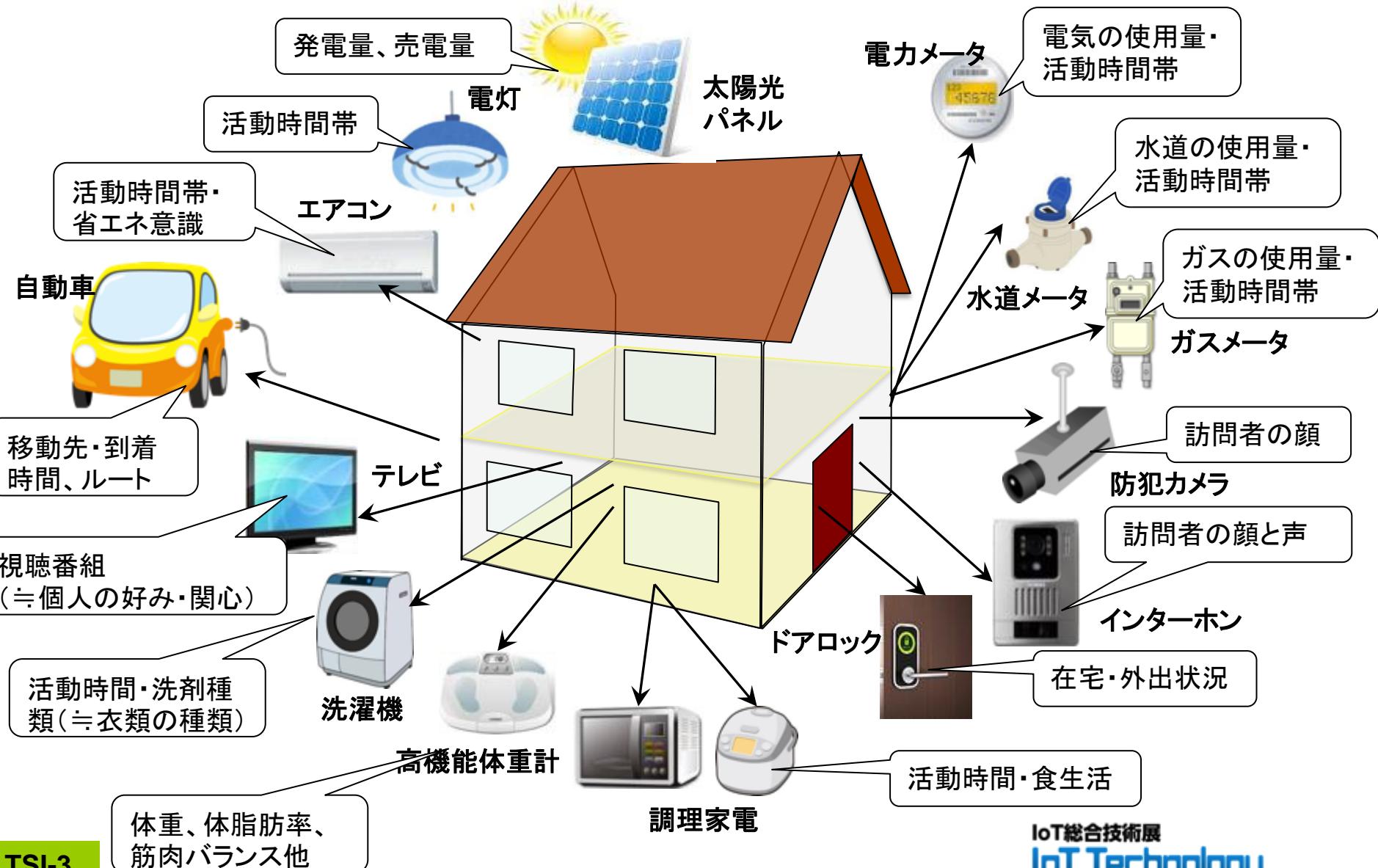
佐藤一郎

IoT利用とプライバシー侵害リスク

- IoTは多様な個人行動の捕捉や個人の識別を可能にする
 - 知らないうちにプライバシー侵害を引き起こすリスク
 - 法的、社会的な制約が生じる
- 想定される問題
 - (結果としての)個人の特定と、それによる法的な問題
 - 情報による直接・間接のプライバシー侵害
 - 情報に関わるステークホルダー問題
- プライバシー侵害を含む、法的、社会的問題を解決しない限り、IoTの利用不可能
 - 法的な問題
 - 顧客の信頼を失う



IoTで覗けるプライバシー(住宅)



ユーザ行動履歴の蓄積・活用

■ ユーザ行動履歴から見えてくること

■ 特定の個人の識別

- 行動履歴から、どこの誰かがわかる

■ 個人のプライバシー

- 個人の権利利益の侵害に関わる情報が見えててしまう

非接触IC
カード改札



ポイントカード／
電子マネー



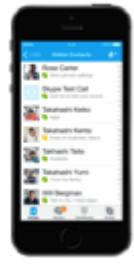
ウェアラブル
デバイス



ソーシャル
ネットワークサービス



通話
アプリ



乗降駅と
乗降時間

購買品、年齢、
性別、生活圏

心拍数、血圧
ランニング距離・位置

関心事、交友関係、
移住地、学歴、職歴

通話記録、
位置情報、電話帳

データの組み合わせとプライバシー問題

- 個別データで見えないユーザ行動が、相違なデータの組み合わせで見える
 - 実例:水道メータとガスメータの遠隔共同検針(2002年)
 - 某自治体水道局と某ガス会社
 - PHS回線及び電灯線を利用した遠隔検針
 - 実証実験(戸建住宅:100軒、集合住宅:60軒)
 - しかし、プライバシー問題の危惧から実証実験開始直後に中止
 - 水道とガスが同時利用がわかると
 - お風呂の準備をしていることがわかる
 - 情報単体ではプライバシー侵害や個人特定がなくても、データの組み合わせによっては問題が起きうることに注意

個人情報保護法改正の要点

(2015年9月3日に法改正成立)

- **個人情報の明確化**
 - 従来の個人情報に「個人識別符号」を追加
- **要配慮情報を新設**
 - 人種、病歴、犯罪歴などの記事情報は取得時に本人同意が必要
- **本人同意なく第三者提供するためのデータ類型を新設**
 - 個人の特定性が残っている情報を、提供元・先に個人の特定をしない条件で、本人に同意をとらなくても第三者提供可能にする
- **第三者機関による統一的な監視・監督**
 - 所管府省庁に代わって個人情報保護委員会が事業者などの個人情報の取り扱いを監視・監督(立ち入り検査を含む)
- **グローバル化**
 - 海外の個人情報の保護組織と検査協力に必要な組織・制度